


子どもの名に使える漢字

常用漢字	2136字
「花」「子」「太」「郎」など	
+	
人名用漢字	861字※
「聡」「靖」「也」など 異体字含む※	
○「穹」「禱」…裁判でOKに	
×「玻」…裁判で認められず	
戸籍法規則改正へ	
○「巫」…裁判でOKに	



巫女(みこ)

巫 人名使えます

法務省、法規則改正へ

三重の親勝訴 「常用平易」

法務省が子どもの名に使える漢字と認めていなかった「巫女(みこ)」の「巫」の字を使えるようにするため、近く戸籍法施行規則を改正して人名用漢字に追加することが26日、同省への取材で分かった。生まれた子の名前に「巫」を使った出生届を受理されなかった両親が不服を申し立てた家事審判で勝訴したため、司法判断による改正は2009年の「穹(きゅう)」「禱(とう)」以来になる。

戸籍法は「子の名前には常用平易な文字を用いなければならぬ」と規定し、

①常用漢字の法務省が規則で定めた人名用漢字②平仮名、片仮名以外は子どもの名に使えない。

法務省などによると、今回のケースではまず、三重県松阪市の夫婦が「巫」を含む名前で新生児の出生届を市役所に出したところ受理されず、「いったん未定」で提出。その後再び「巫」を使った名で届け出たが受理されなかったため、津家裁松阪支部に不服を申し立てた。

同支部は今年3月、「明らかに常用平易な文字だ」と判断して市側に受理を命じた。市側は即時抗告した。

人名用漢字 現在、子の名に使える漢字は法令や公用文書、新聞、放送など一般の社会生活で使う「常用漢字」2136字と、法務省令で定める「人名用漢字」861字(異体字を含む)の計2997字に限定される。人名用漢字は追加の要望や司法判断などを受けて見直しを重ねられており、2004年には計698字が追加された。漢字の読みについて制限はない。

が、名古屋高裁が8月に抗告を棄却し、確定した。「巫」の使用をめぐる裁判では、北海道中頓別町役場が誤って出生届を受理した後、両親に訂正を求めたケースや、東京都北区に受理

を求めた両親がいったん別の字に変更して提出したことを理由に、家事審判で認められなかった例もある。最高裁は03年に「社会通念上、常用平易であることが明らかな文字を使用できないとした場合、違法、無効になる」との判断を示して「曾」の使用を認めている。09年には「穹」「禱」を使用可能と認めた大阪高裁の判断で法務省が規則を改正。一方で、常用漢字追加の要望も強かった「玻(は)」をめぐる裁判では、名古屋家裁、名古屋高裁が「常用平易といえない」と判断し、10年に最高裁で確定している。

制限、時代に合わぬ

安岡孝一京都大准教授(人文情報学)の話 子の名の使用をめぐる訴訟は毎年100件以上あるとみられるが、親側が勝つのは極めて珍しく、奇跡的なケースといえる。伊勢神宮のある三重県では「巫女(みこ)」の「巫」の知名度が高いことも勝因だったのではないかと。そもそも使えないか。そもそも使えないか。

る字数が3千足らずなことが問題で、パソコンや携帯電話の普及で多くの漢字を扱えるようになった今、子の名の漢字を制限すること自体が時代に合わなくなっている。親の希望を調べて、1万字くらいまで大幅に増やしてもいいのではないかと。